

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

|        |  |
|--------|--|
| 法令名    | 学校教育法  |
| 根拠条項   | 第134条第2項   |
| 処分の概要  | 市町村立各種学校の閉鎖命令<br>市町村立各種学校の設備等の変更命令   |
| 法令の定め  | 第134条<br>2 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。(以下省略) |
| 処分基準   |  |
| 処分担当課  | 北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係<br>(電話番号：011-231-4111 内線35-711)                                      |
| 問い合わせ先 | 同上   |
| 備考     | 審査実績がなく、また、将来的にも見込みがないため、審査基準を設定しない。   |